

原発事故当時、福島県外に居住していたが、平成23年6月に自主的避難等対象区域（郡山市）に転居した申立人らについて、原発事故以前から転居先で一戸建て住宅を建築中であり、完成後は転居を予定していたこと等の事情を考慮し、原発事故時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者と同様に、中間指針第一次追補及び平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償を認めたほか、同一戸建て住宅の除染費用、高圧洗浄機購入費用が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### (1) 損害項目及び金額

ア 除染費用	金500,000円
イ 高圧洗浄機購入費用	金19,460円
ウ 精神的損害	金480,000円
エ 生活費増加費用	金480,000円
オ 平成24年12月5日付東電プレスリリース所定の追加賠償としての精神的損害等	金160,000円
カ 平成24年12月5日付東電プレスリリース所定の追加賠償としての追加的費用等	金160,000円

#### (2) 期間

ア 第1項(1)アについて	自 平成23年11月23日	至 平成23年11月29日
イ 第1項(1)イについて	自 平成23年8月10日	至 平成23年8月24日
ウ 第1項(1)ウ、エについて	自 平成23年3月11日	至 平成23年12月31日
エ 第1項(1)オについて	自 平成24年1月1日	至 同年8月31日
オ 第1項(1)カについて	自 平成23年3月11日	至 平成24年8月31日

## 2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項(1)記載の損害項目及び同(2)記載の期間に対する和解金として金1,799,460円の支払義務があることを認める。

## 3 支払方法

(省略)

## 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項(1)記載の損害項目（同項(2)記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

## 5 除染費用

- (1) 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人らは、被申立人に対し、第1項(1)ア記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

- (2) 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人らが第1項(1)ア記載の損害項目（除染費用）について被申立人から支払を受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲で提供することができる。

## 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、当事者がそれぞれ署名（記名）押印のうえ、各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年10月22日

(仲介委員 森 哲也)